

地方独立行政法人大阪産業技術研究所定款

目次

- 第1章 総則（第1条－第6条）
- 第2章 役員（第7条－第10条）
- 第3章 業務の範囲及びその執行（第11条・第12条）
- 第4章 資本金等（第13条・第14条）
- 第5章 委任（第15条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、産業技術に関する試験、研究、相談その他の支援を行うとともに、これらの成果の普及及び実用化を促進することにより、産業技術とものづくりを支える知と技術の支援拠点として、中小企業の振興等を図り、もって大阪経済及び産業の発展並びに住民生活の向上に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人大阪産業技術研究所（以下「法人」という。）と称する。

（設立団体）

第3条 法人の設立団体は、大阪府及び大阪市とする。

（事務所の所在地）

第4条 法人は、主たる事務所を和泉市に置く。

（法人の種別）

第5条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

（公告の方法）

第6条 法人の公告は、大阪府公報及び大阪市公報への掲載又はインターネットの利用（以下「掲載等」という。）により行う。ただし、天災その他やむを得ない事情で掲載等ができないときは、法人の事務所の掲示場に掲示してその掲載等に代えることができる。

第2章 役員

（定数）

第7条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長1人、理事2人以内及び監事2人以内を置く。

2 法人に、副理事長を置かないことができる。

（職務及び権限）

第8条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、法人を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 4 監事は、法人の業務を監査する。
- 5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長、大阪府知事（以下「知事」という。）又は大阪市長（以下「市長」という。）に意見を提出することができる。
(任命)

第9条 理事長は、市長と協議の上、知事が任命する。

- 2 副理事長及び理事は、理事長が任命する。
- 3 監事は、市長と協議の上、知事が任命する。
(任期)

第10条 理事長、副理事長及び理事の任期は、2年とする。

- 2 監事の任期は、理事長の任期に対応するものとし、任命の日から当該対応する理事長の任期の最後の事業年度についての法第34条第1項に規定する財務諸表の承認の日までとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、再任されることができる。

第3章 業務の範囲及びその執行

(業務の範囲)

第11条 法人は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 産業技術に関する試験、研究、相談その他の支援を行うこと。
- (2) 前号の業務に係る成果の普及及び実用化を促進すること。
- (3) 法人の施設及び設備の提供に関すること。
- (4) 産業技術に関する情報を収集し、及び提供すること。
- (5) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第12条 法人の業務の執行に関する事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書に定めるところによる。

第4章 資本金等

(資本金)

第13条 法人の資本金の額は、大阪府及び大阪市が出資する別表第1及び別表第2に掲げる資産とし、当該資本金の額は当該資産について、出資の日における時価を基準として大阪府及び大阪市が評価した価額の合計額とする。ただし、法人が法第42条の2第1項又は第2項の規定により大阪府又は大阪市からの出資に係る不要財産を大阪府又は大阪市の納付した場合は、法人は、同条第4項の規定により資本金を減少するものとする。

(解散した場合の残余財産の帰属)

第14条 法人は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、大阪府及び大阪市による協議を経て、大阪府及び大阪市に当該残余財産を分配するものとする。

第5章 委任

(規程への委任)

第15条 法人の運営に関し必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の規程に定めるところによる。

附 則

この定款は、法人の成立の日から施行する。

この定款は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1 (第13条関係)

資産の種別	所在地	面積 (㎡)
土地	和泉市あゆみ野二丁目7番1 (H29. 11同7番2及び同7番3と合筆、H30. 3同7番1を同7番5 (H31. 4不要財産として大阪府に納付) と分筆)	72,600.18 (H29. 11合筆) (H30. 3分筆) (H31. 4一部納付)
同	大阪市城東区森之宮一丁目2番7	11,298.20

別表第2 (第13条関係)

資産の種別	所在地	財産名称	延べ床面積 (㎡)
建物	和泉市あゆみ野二丁目7番1号	研究本館	21,448.01
同	同	新技術開発棟	4,289.98
同	同	第1実験棟	1,172.15
同	同	第2実験棟	1,101.48
同	同	第3実験棟	2,028.10
同	同	第4実験棟	1,440.00
同	同	第5実験棟	1,242.37
同	同	第6実験棟	2,664.01
同	同	連絡通路 (A)	1,078.07
同	同	連絡通路 (B)	39.37
同	同	自動車車庫	166.80
同	同	ボンベ置場	30.00
同	同	ボンベ倉庫	96.00
同	同	産業廃棄物置場	130.00

同	同	危険物倉庫	96.00
同	同	屋外便所	29.16
同	大阪市城東区森之宮一丁目6番50号	研究本棟	11,822.78
同	同	研究別棟(1)	1,294.46
同	同	研究別棟(2)	240.00
同	同	研究別棟(3)	140.00
同	同	倉庫(1)	50.00
同	同	倉庫(2)	50.00
同	同	倉庫(3)	32.20
同	同	排水処理場	98.00
同	同	ガスメーター室	25.00
同	同	集塵庫	13.00